

藤沢市電気自動車導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内の電気自動車の普及推進を図るため、市内を使用の本拠とする電気自動車を導入する者（事業者又は市民）に対し、その導入に要する費用の一部を補助することについて藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「電気自動車」とは、搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものであり、かつ、一般社団法人次世代自動車振興センターによるCEV補助金交付対象として「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額」にあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、第10条に規定する期日までに、同条に規定する完了届を提出できる者であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 個人の場合は、市内に1年以上引き続き在住している市民であること。
- (2) 事業者の場合は、市内に1年以上事業所又は事務所を引き続き有していること。
- (3) 自ら使用する目的で導入する者であり、市内に保管場所があること。
- (4) 導入する電気自動車は、第7条に規定する交付決定を受けた後に新規登録された車両であること。
- (5) 車両賃貸借については、運送事業者用車両は3年以上、自家用車両にあつては4年以上の契約であること。
- (6) 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる車両であること。
- (7) 市税(申請日現在本市に住民登録がない場合は対象となる年度の課税地の住民税、又は本市に転入して間がないことにより市税の納付の状況を確認することができない場合は対象となる年度の課税地の住民税を含む。)に滞納がないこと。
- (8) 電気自動車導入後、使用状況の調査等に協力ができること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、50,000円とする。

(制限)

第5条 補助金の交付は、個人は1人につき1台までとし、事業者は1年度につき1台までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日の属す

る年度の2月末日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市電気自動車導入補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、対象電気自動車の登録前に市長に提出しなければならない。

- (1) 導入する電気自動車の保管場所を示す案内図
- (2) 導入する電気自動車を保管しようとする場所の導入前の現況の写真。現況の写真を用意できない場合は、導入する電気自動車を保管しようとする場所の位置図
- (3) 購入又はリースする電気自動車の見積書の写し
- (4) 個人の場合は住民票（3か月以内に発行したもの）、法人の場合は法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（3か月以内に発行したもの）、個人事業主の場合は前年の確定申告等の写し、個人事業税の証明（3か月以内に発行したもの）等個人事業主であることが確認できる書類
- (5) 次に掲げる場合にあっては該当する書類
 - ア 申請日の属する年度の前々年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書
 - イ 申請日の属する年度の前年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市電気自動車導入補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市電気自動車導入補助事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市電気自動車導入補助事業計画変更・中止承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

(事業の完了)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内

又は完了した日の属する年度の3月20日（閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、藤沢市電気自動車導入補助事業完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 申請者宛の領収書又はリース契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

（補助金の支払）

第11条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市電気自動車導入補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

（取得財産の管理及び処分等）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、運送事業者用車両は3年、自家用車両は4年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、賃貸借解約又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

3 前項に規定する義務を履行できない場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額（100円未満切り捨て）を返納しなければならない。なお、1か月に満たない使用月については使用月に含めないものとする。

4 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ藤沢市電気自動車処分承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市電気自動車処分承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

6 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 取得財産の導入の日から起算して運送事業者用車両は3年、自家用車両は4年以内に処分等を行ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市電気自動車導入補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市電気自動車導入補助金返還命令書（第10号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（備付帳簿）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間は保管整備しておかなければならない。

（調査）

第16条 市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の完了後、対象車両の保管場所を現地調査することができる。

（協力）

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 電気自動車の導入に関するアンケート調査

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成26年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成29年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月11日から施行する。
- 2 第6条ただし書の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和2年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。